

平成23年1月試行スタート

静岡大学「少額工事見積競争」実施のお知らせ

目的：静岡大学が発注する少額工事の透明性を確保し、良質な工事を適正な価格で請けていただくことを目的としています。

実施時期：平成23年1月4日より試行開始、平成23年4月1日より本格施行

実施内容：1. 静岡大学発注「少額工事見積競争のお知らせ」を静岡大学財務施設部施設課ホームページに掲載いたしますので、随時確認願います。

※「少額工事見積競争のお知らせ」は、施設課ホームページに5日以上（土、日、祝日、年末年始を除く）掲載するものとします。

○「少額工事見積競争のお知らせ」掲載内容

1) 「少額工事見積競争情報」

○工事名称

○建設工事競争参加工種

○担当部署

○担当者

○連絡先

○現場説明日時

（現場説明に参加する業者（希望者のみ）は、事前に担当者まで連絡してください）

○内訳明細付見積書提出期日

○内訳明細付見積書提出先

○施設課ホームページ掲載期間

○その他

2) 特記仕様書、図面

2. 少額工事見積競争参加業者で現場説明に参加する業者（希望者のみ）は、事前に担当者まで連絡していただき、現場説明に参加してください。

3. 少額工事見積競争参加業者は、見積書提出期限までに、内訳明細付見積書を財務施設部施設課総務契約係に持参またはファクシミリにより提出してください。

ただし、施設課総務契約係の承諾を得た場合は、郵送による提出を許可いたします。

○内訳明細付見積書記載内容

1) 工事名称

2) 完成期限

3) 見積価格（見積価格には消費税を含まないこと）

4) 工事費内訳明細

5) 建設業許可番号

6) 建設工事の競争参加資格

7) 連絡先名称

8) 連絡先氏名

9) 連絡先電話番号

10) 連絡先FAX番号

11) 静岡大学少額工事見積競争参加資格を有するものであること

4. 少額工事見積競争結果は、「少額工事見積競争結果一覧表」を見積競争参加者にFAXすることで、回答とさせていただきます。

また、静岡大学財務施設部施設課にて、「少額工事見積競争結果一覧表」を閲覧することが出来ます。

5. 決定請負業者には、施設課総務契約係より連絡していただき、契約手続き後、現場施工を実施していただきます。

静岡大学“少額工事見積競争”の流れ

「少額工事見積競争のお知らせ」を静岡大学財務施設部施設課ホームページに掲載します。

※掲載内容

- 1) 「少額工事見積競争情報」【工事名称, 建設工事競争参加工種, 担当部署, 担当者, 連絡先, 現場説明日時, 内訳明細付見積書の提出期日, 内訳明細付見積書の提出先, 施設課ホームページ公告期間（5日間以上（土、日、祝日、年末年始を除く））】
- 2) 特記仕様書、図面

少額工事見積競争参加者は、提出期日までに内訳明細付見積書を「少額工事見積競争情報」に記載された見積書提出先へ持参またはファクシミリにより提出してください。

※内訳明細付見積書には、1) 工事名称, 2) 完成期限, 3) 見積価格（見積価格には消費税を含まないこと）, 4) 工事費内訳明細, 5) 建設業許可番号, 6) 建設工事の競争参加資格, 7) 連絡先名称, 8) 連絡先氏名, 9) 連絡先電話番号, 10) 連絡先FAX番号, 11) 静岡大学少額工事見積競争参加資格を有するものであることを記載すること。

「少額工事見積競争結果一覧表」を見積競争参加者にFAXにて連絡いたします。

工事請負契約手続き

工事現場施工

○工事請負業者の決定方法

1. 提出された内訳明細付見積書で最低の価格をもって有効な見積を行った者を工事請負業者とします。
ただし、工事請負業者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者のうち最低の価格をもって見積した者を工事請負業者とすることがあります。

○少額工事見積競争参加資格

1. 静岡大学契約規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
2. 文部科学省又は静岡大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
3. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
4. 工事の性質により、競争参加資格を要求する場合は次に掲げる資格を有すること。
文部科学省における工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。